

建設常任委員会関係

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 ー略ー</p> <p>2～5 ー略ー</p> <p>6 水道用水供給事業の用に供する施設の名称、給水対象及び 1 日の最大給水量は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 50%;">給水対象</th> <th style="width: 30%;">1 日の最大給水(立方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>庄内広域水道</td> <td>鶴岡市、酒田市及び 東田川郡庄内町</td> <td style="text-align: center;">141, 110</td> </tr> </tbody> </table> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円以上である場合とする。</p>	名称	給水対象	1 日の最大給水(立方メートル)	ー略ー	ー略ー	ー略ー	庄内広域水道	鶴岡市、酒田市及び 東田川郡庄内町	141, 110	<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 ー略ー</p> <p>2～5 ー略ー</p> <p>6 水道用水供給事業の用に供する施設の名称、給水対象及び 1 日の最大給水量は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 50%;">給水対象</th> <th style="width: 30%;">1 日の最大給水(立方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>庄内広域水道</td> <td>庄内広域水道企業団</td> <td style="text-align: center;">141, 110</td> </tr> </tbody> </table> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 9 第 8 項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円以上である場合とする。</p>	名称	給水対象	1 日の最大給水(立方メートル)	ー略ー	ー略ー	ー略ー	庄内広域水道	庄内広域水道企業団	141, 110
名称	給水対象	1 日の最大給水(立方メートル)																	
ー略ー	ー略ー	ー略ー																	
庄内広域水道	鶴岡市、酒田市及び 東田川郡庄内町	141, 110																	
名称	給水対象	1 日の最大給水(立方メートル)																	
ー略ー	ー略ー	ー略ー																	
庄内広域水道	庄内広域水道企業団	141, 110																	